

# ～学校選択希望制について～

渋谷区教育委員会では、来春中学校に入学する新1年生を対象に、渋谷区内の全域から入学したい学校を選ぶことができる「学校選択希望制」を実施しています。

## 制度の内容

入学時または渋谷区転入時に、通学区域校に加えて渋谷区内の全域から通学区域校以外の学校を選択し、入学を希望することができます。

入学後に学校を変更することはできません。また、国・私立等からの編入学の場合は、通学区域校への就学となります。

## 希望校調査書のオンライン申請について

お子様の通学区域校は「希望校調査書」でご確認ください。**希望校調査書のオンライン申請受付期間は、令和7年8月22日(金)～令和7年10月31日(金)です。**期日までにご申請がない場合は、通学区域校が入学校となります。申請後に内容の訂正・変更はできません。

※オンライン申請が利用できない場合のみ、令和7年10月31日（消印有効）まで郵送・学務課窓口への提出を受け付けます。

また、通学途上における事故等については、自己において対応していただきます。自転車による通学は認めていません。（広尾中学校と松濤中学校の【通学区域・調整区域】以外にお住まいで学校選択希望制で入学した生徒のうち、各校指定の部活動で自転車通学を利用する生徒以外は、これまでどおり公共交通期間（自己負担）等での通学となります。）

毎日の通学を考え、無理のない距離の学校を選択することも大切です。お子様とよくご相談のうえ、慎重に学校を選択してください。

## 抽選について

### ①対象者について

入学希望者が各学校の受け入れ可能人数を超えた場合は抽選になります。抽選無しで入学できる人は、「通学区域内の人」「調整区域の人」「令和8年度の時点で兄弟が在学している人」です。また、渋谷本町学園（中）を希望する場合、「渋谷本町学園（小）6年に在籍中の人」も抽選対象外とします。それ以外の人を対象に抽選を実施します。

※調整区域…通学の距離等を考慮し指定校が変更できる教育委員会が定めた区域

### ②補欠について

抽選の結果、当選とならなかった場合は補欠順位を決定します。受入れ可能人数に空きができた場合は繰り上げ当選となりますが、繰上最終期限（令和8年2月下旬予定）までに繰り上げできない場合は通学区域校に入学することになります。

**※期日までに希望校調査書のオンライン申請（または書面提出）が無かった場合、希望校の抽選に参加できません。**

## 国・私立校への入学（受験）を予定されている方へ

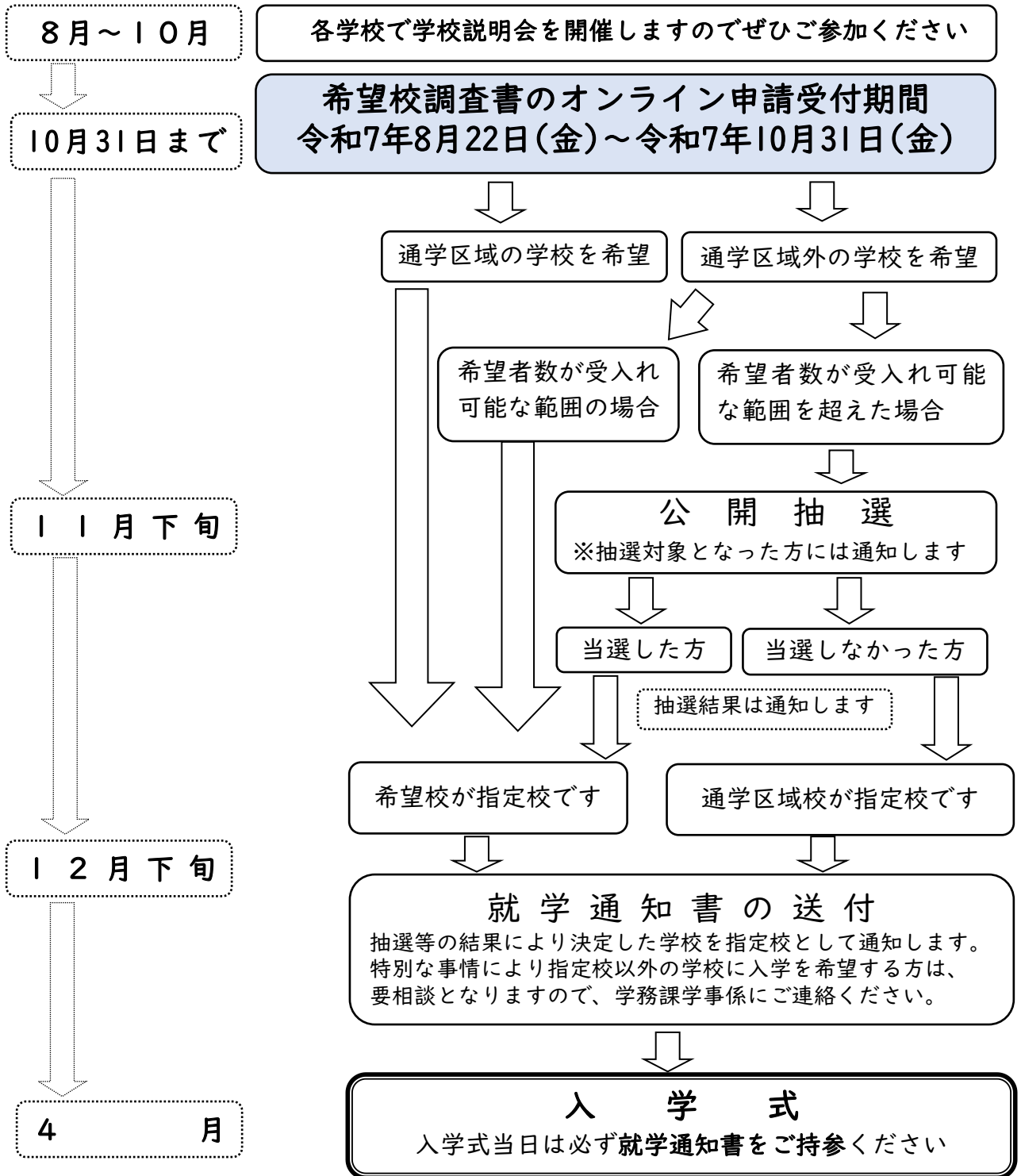
国・私立校等への入学がすでに決定している方は、その旨を申請し、入学予定校が発行する「入学許可書（入学承諾書）」を受け取り次第、提出してください。

受験予定の方は、必ず区立校との併願についても申請してください。希望する区立校がない場合、通学区域校への入学となります。入学先が区立校以外に決定された方は、入学予定校が発行する「入学許可書（入学承諾書）」を速やかに提出してください。

## 就学相談について

渋谷区では、来年度に知的障害学級（固定学級）又は都立特別支援学校へ就学を希望する場合は就学相談を受け付けています。申請面談は予約制となっておりますので、教育相談係まで御連絡ください。連絡先：教育センター教育相談係 電話03-3463-3479

# ～ 中学校入学までの流れ～



## 小学校6年生のみなさんへ

学校選択の機会は、入学時または渋谷区への転入時の1回のみです。入学後に「この学校は自分には合わないから学校を変えたい」等の理由で学校を変更することはできません。各学校で実施している学校公開や学校説明会に積極的に参加するなど自分自身で情報を集め、慎重に学校を選択してください。

みなさんの中学校生活が有意義なものになることを、教育委員会は期待しています。

# 学校選択希望制に関する よくある質問(Q&A)

## Q 1 通学区域 について

- Q** 調整区域の希望校に入学したいですが手続き方法は？
- A** オンライン申請で「2通学区域校以外の渋谷区立校へ入学」を選択し、希望校を選択のうえ、調整区域に関してお答えください。
- Q** 希望校と調整区域の希望校は両方選択できる？
- A** 両方を希望することはできません。1人につき希望できるのは1校のみですので、慎重に学校を選択してください。
- Q** 区域外就学の申し出をしたい。
- A** 転入の予定があれば可能です。ただし、確実に転入が見込まれる場合のみとなり、必要書類があります。詳しくは学務課学事係へお問い合わせください。

## Q 2 抽選に ついて

- Q** 区立中学校へ進学する予定はないが、それでも希望校調査書の申請は必要？
- A** 希望校調査書は、受験予定の方や転出予定の方、就学相談を受ける方も含めて全員申請が必要です。期日後に学区域外の学校を希望しても受け付けることはできません。
- Q** 希望校調査書の集計結果と抽選実施校はいつ頃わかる？
- A** 11月中旬頃に渋谷区ポータル（渋谷区公式ウェブサイト）へ集計結果と抽選実施校について、情報掲載予定です。
- Q** 抽選について教えてほしい。
- A** 希望者が受入可能人数を超えた学校については、11月下旬に渋谷区役所にて公開抽選会を実施する予定です。
- Q** 抽選で補欠になった場合はどうなる？

- A** 抽選により補欠順位を決定します。12月下旬に送付する就学通知書には通学区域校が指定されます。国・私立校への入学により受入可能人数に空きができた場合は、順次繰り上げて当選とします。しかし繰上最終期限までに繰り上げができなかった場合には、12月に送付した就学通知書に記載された指定校に入学することになります。

Q

補欠〇位で繰上げを待っているがいつくらいに連絡があるの？

A

2月以降に私立等の受験結果が出てきた後、受入可能人数に空きが出来次第、学務課学事係より順次電話連絡をしていきます。例年、2月中旬～下旬頃に繰上げ連絡をしています。

Q

繰上げ待ちの場合、学校説明会は指定校と希望校どちらに参加すればよいの？

A

各学校で2月頃に開催される新1年生保護者説明会は可能な範囲で指定校・希望校の両方にご参加ください。日程が重複する場合は、指定校の説明会に参加し、繰り上がった場合には直接希望校に連絡してください。

### Q 3 転入転出 について

Q

入学前に渋谷区外に転出した場合、学校の手続きはどうなる？

A

渋谷区外に転出した場合は、転出先の住所地の学校に入学することになり、渋谷区の学校には入学できません。学校の手続きについては、転出先の各教育委員会へお問い合わせください。

Q

入学前に渋谷区内で転居をした場合、学校の手続きはどうすればいいの？

A

渋谷区内で引越をした場合は、転居手続きの際に新しい希望校調査書をお渡ししますので、再度必要事項を申請してください。

Q

区外から渋谷区へ転入した場合、入学する学校を選ぶことはできる？

A

渋谷区に転入し、申請期限（令和7年10月31日）までに学務課に希望校調査書を申請された方は、学校選択制度の対象者となります。申請期限直前に転入される方で、書面申請の場合、郵送は間に合いませんので、学務課窓口へ直接提出してください。

|                              |                                                                                             |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①申請期限前（令和7年10月31日まで）の転入転居の場合 | 希望校調査書を新たに申請してください。最新の申請内容が希望校になります。                                                        |
| ②申請期限後から就学通知書発送前までの転入転居の場合   | 希望校調査書を新たに申請してください。ただし、すでに受入可能人数を超えた学校は希望できません。転居後の通学区域校を新たに希望される場合は、抽選の有無に関わらず入学することができます。 |
| ③就学通知書発送後の転入転居の場合            | 希望校調査書兼入学確認書を申請してください。就学通知書に記載された指定校に入学することになりますが、転居後の通学区域校へ新たに入学を希望する場合はご相談ください。           |